

資料 No.5-1 関連資料

施策に係る主な取組計画

施策	施策に係る問題意識	対応の方向
<p>1 県立図書館機能の強化</p> <p>(1) 利用者の安全安心の確保</p> <p>ア 危機管理マニュアルに基づく対応と備品等の管理による利用者の安全安心の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の発生時における利用者の安全が確保できる危機管理マニュアルに基づき適切な職員の対応ができる必要がある。 ・設備等は平成18年の開業時に整備されていることから、設備、備品等の経年劣化による安全性の低下に伴う事故の発生を防止する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルに基づき図書館職員が適切な対応を行うよう努める。 <p>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上：H26 評価 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品等の安全状況の把握と計画的な修繕等の実施に努める。 <p>【備品等の管理瑕疵に基づく事故件数→0件：H26 0件】</p>
<p>(2) 図書館サービスの向上</p> <p>ア 職員育成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供等図書館運営に携わる職員の育成に継続的に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の育成を計画的に行うため研修を実施するとともに、職員の自己研鑽を奨励する。 <p>【(県職員) 研修計画に係る実施率→100%：H26 80%】</p> <p>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上：H26 評価 A】</p>
<p>イ 図書館サービス向上への取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が図書館機能を理解して効果的に利用できるよう、広報に努める必要がある。 ・県民に良質な図書館サービスの提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に親しみやすくわかりやすい広報を行う。 ・県民の生涯学習を支援するために指定管理者の専門性等の能力を活かした良質な図書館サービスの提供を図る。 <p>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上：H26 評価 B】</p> <p>【利用者が図書館の利用目的を達成した割合：→50%以上：H26 90.1%】</p>
<p>(3) 図書館資料の収集、整理、保存及び活用</p> <p>ア 生涯学習に資する資料収集の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の調査研究等に有用な資料の構成を目指し、限られた予算の効果的効率的な執行を図る必要がある。 ・電子図書館における図書館資料のあり方に関する研究を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に収集する分野の設定を含む効果的な図書館資料の収集を目指して収集方針等の見直し等を行う。 ・収集方針等に基づく図書館資料の収集を行うため計画的な予算の執行に努める。 ・児童、YA、高齢者等向けの図書館資料の収集の充実に努める。 <p>【図書館資料に対する満足度→65%以上：H26 61%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館における電子書籍の活用等に関する研究を進める。

施策	施策に係る問題意識	対応の方向
イ 郷土資料の網羅的収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の財産である郷土資料の網羅的な収集と保存に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人の出版物等郷土資料の収集が円滑に行われるよう、効果的な情報収集策の検討や図書館への寄贈等の協力に関する広報を実施する。 【郷土資料収集の周知→広域的な広報の実施】 ・ 震災関連資料は貴重な郷土資料として継続して収集する。
ウ 所蔵資料の適切な保存の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次代に引継ぐべき所蔵資料の活用と保存を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料の適切な保存が行われるよう必要な措置の検討を進める。 【媒体適正度テスト計画の策定と実施→27年度以降実施を目標：H27 検討中】
エ 所蔵資料の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な郷土資料である古文書等の整理と活用を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古文書等の活用に向けた取組を推進する。 ・ 県民の調査研究に資するよう、古文書や古絵図等の電子書籍化を推進する。 ・ 岩手の歴史に関する調査研究の支援のために古文書入門等の学習の場の設置に努める。 【古文書等のデジタル化→年間 15 点以上実施：H26 14 点】
<p>2 県民の課題解決のための支援</p> <p>(1) 有用な情報の提供</p> <p>ア レファレンスサービス等の向上を図るなどによる有用な情報提供の推進</p> <p>注：レファレンスサービスとは、調査研究事項に関して、事実関係が分かる資料の提示や文献探しの支援を行うことを指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生涯学習に資するよう、県民からの相談疑問に対する適切な対応を行うとともに、課題解決に資するような情報の収集と提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民からの相談疑問に対する適切な対応が行われるよう取組む。 ・ また、県内どこにいても適切な相談対応が受けられることが必要である。 ・ 県民の調査研究に資する情報の提供に努める。 【該当項目のモニタリング評価→B 評価以上：H26 評価 A】
<p>3 県民、市町村立図書館等に対する支援、連携</p> <p>(1) 市町村立図書館等に対する支援、連携</p> <p>ア 市町村立図書館等に対する支援と連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町村立図書館の図書館機能を高めるために、市町村職員向けに職務に応じた研修の実施や市町村への運営支援などの取組を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立図書館等との連携の充実に取組む。 【該当項目のモニタリング評価結果→B 評価以上：H26 評価 B】 ・ 市町村立図書館等の運営の充実に資する支援に取り組む。 【市町村訪問回数→年 1 回以上：H26 1 回以上訪問】 【市町村からの県の取組への肯定的評価の割合→67%以上：H26 86.3%】

施策	施策に係る問題意識	対応の方向
(2) 学校に対する支援、連携 ア 学校に対する支援、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が行う教育活動において図書館の利用が進むよう学校との関係作りを一層進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の図書館利用を推進する。 <p>【該当項目のモニタリング評価結果→B 評価以上 : H26 評価 B】</p>
(3) 県民の読書活動等への支援 ア 県民の読書活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の読書活動や読書ボランティア活動の促進に寄与する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県読書推進運動協議会と岩手県図書館協会の事務局として、読書週間等県民の読書活動活性化の契機となる取組みを推進する。 併せて読書週間に呼応した県立図書館としての取組みを実施する。 <p>【3 読書週間に係る県内図書館等の週間事業実施館割合→前年以上 : H26 前年度にほぼ同じ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の読書活動や読書ボランティア活動の顕彰に努めるほか、活動の場の提供、人材の育成に努める。 <p>【該当項目のモニタリング評価結果→B 評価以上 : H26 評価 A】</p>
4 東日本大震災津波に関わる取組 (1) 図書館の復興支援 ア 図書館の復興支援と今後の協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・被災図書館が機能回復するまで必要な支援を行う必要がある。 ・災害時等における図書館間の相互協力の体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の図書館の状況に応じた支援を推進する。 ・図書館が被災した場合の相互協力の実質化に向けた取組みを推進する。 <p>【公立、大学、専門図書館との会議の開催回数→年 1 回以上 : H26 1 回】</p>
(2) 震災関連資料の収集、保存と活用 ア 関係者との連携による震災関連資料の収集、保存、活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・震災記録を次代に引き継ぐため、広く県民、関係機関等の協力を得て、震災関係資料を収集する必要がある。 ・資料の利用が容易になる手法等を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災関連資料は貴重な郷土資料として継続して収集する。 ・震災関係資料の収集に当たり市町村等関係機関、県民からの一層の協力が得られるよう取組む。 <p>【関係機関への周知→県内関係機関等の協力要請の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や教育機関等が震災資料を活用しやすい環境や手法等の創出に取組む。 <p>【震災資料の新たな活用方法の研究→研究計画の策定 (26 年度) : H26 済】</p>